（会計方針の変更に関する注記）

第百四十一条の二　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、第百四十九条各号のいずれにも該当しない組合については、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更の理由

三　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

四　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（第百四十一条の四に規定する会計上の見積りの変更をいう。）と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　決算書類の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

（表示方法の変更に関する注記）

第百四十一条の三　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法（決算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。以下同じ。）を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該表示方法の変更の内容

二　当該表示方法の変更の理由

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第百四十一条の四　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更（新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類の作成に当たってした会計上の見積り（決算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、決算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。）を変更することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更の決算書類の項目に対する影響額

三　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

（誤謬の訂正に関する注記）

第百四十一条の五　誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類における誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、決算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して決算書類を作成することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該誤謬の内容

二　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

第百四十二条第一項第八号中「手形遡求債務」を「手形遡求債務」に改める。

第百四十九条中「第四号」を「第五号、第八号」に改め、「、第五号、第六号、第八号」を削り、「及び第十一号」を「、第十号、第十二号、第十三号及び第十五号」に改める。

第百五十三条に次の一項を加える。

3　第一項第四号に掲げる事項については、当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書に表示すべき事項をいう。以下同じ。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

第百五十六条第一項第一号から第七号までの規定中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

第百六十条第二項第一号中「正当な理由による」を削る。

第百六十二条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　提供決算関係書類を提供する際には、過年度事項を併せて提供することができる。この場合において、提供決算関係書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなっているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

別表第四経理に関する指標の項第三号及び第五号中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同表財産運用に関する指標の項第一号中「のうち、」を「に属する」に、「、運用不動産等」を「及び運用不動産をいう」に改め、同項第十一号中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

別紙様式第一号㈠中

「		」を
「	（うち給付補てん備金繰入）	」に、
「	（うち貸倒引当金繰入額）	（×××）
「	（うち貸倒引当金戻入益）	（×××） （△×××）
「	(1)　固定資産処分益	×××
	(2)　前期損益修正益	×××
	(3)　貸倒引当金戻入益	×××
	(4)　その他の特別利益	×××
「	(1)　固定資産処分益	×××
	(2)　その他の特別利益	×××
「	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）	」を
「	当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）	」に改め、同様式記載上の注意４中「異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意５中「前期繰越剰余金又は前期繰越損失金」を「当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金」に改め、同記載上の注意６中「当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に」を「事業直接費」若しくは「事業外費用」又は「事業外収益」に「貸倒引当金戻入益」の科目を設け」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

11　遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。